

居宅生活支援費に係る国庫補助金の交付についての緊急要望

平素から、地方自治体の行財政運営について、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東京都二十六市では、昨年度から施行された支援費制度を真に利用者本位の制度とするために、東京都とも協力し、ホームヘルプサービスの充実、地域における居住の場としてのグループホームの整備など、障害者の地域生活を支えるサービス基盤の整備を推進してまいりました。

本制度は国と地方が協力・協働して運用するものであり、国の支援なしには安定的運用が不可能であります。

ところが昨年度は、東京都二十六市におきましては、国庫補助金が二十四市で不足し、なかには一億円を超える超過負担を余儀なくされた市もあり、市の財政に甚大な影響を及ぼしました。

このようななか、国におきましては、平成十六年度の居宅生活支援費についても、サービス提供量が大きく増加していることから、補正予算を計上するとともに、省内予算の工夫によって執行することとなったと伺っております。

今年度も、国庫補助金が適正に交付されない場合、各市の厳しい財政状況の中にあつて、結果的にサービス量の低下を招き、障害者の地域での生活維持に著しい支障が生じることにもつながりかねません。

つきましては、居宅生活支援費に係る国庫補助金について、左記のとおり交付されまますよう強く要望します。

記

一 平成十六年度の国庫補助金の交付にあたっては、現在実施している、ホームヘルプサービス等の居宅支援の実情を踏まえ、支給実績に応じた国庫補助を行うこと。

平成十七年三月二日

東京都市長会会長

稲城市長 石川 良一

厚生労働大臣

尾辻 秀久 殿